

次期はびきのこども夢プランについて

第2期はびきのこども夢プラン	
計画の性格	● 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく母子保健計画 ● 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づくひとり親家庭等自立支援計画
計画期間	令和2年度から令和6年度までの5年間



第3期はびきのこども夢プラン	
計画の性格	● 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく母子保健計画 ● 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づくひとり親家庭等自立支援計画 ● <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画</u>
計画期間	令和7年度から令和11年度までの5年間

市町村子どもの貧困対策計画について

子どもの貧困対策の背景と目的

（子どもの貧困対策の推進に関する法律）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定

国・・・子どもの貧困対策に関する大綱

府・・・大阪府子どもの貧困対策計画

羽曳野市においても、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を推進していく必要がある。

市子どもの貧困対策計画における基本的な考え方

- すべての子どもの健やかな成長を支えるため、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない包括的な支援体制を構築する。
- 児童・生徒一人ひとりの個性や特性に応じたきめ細やかな教育を推進するとともに、安全で安心な学校生活を送ることができる教育環境の充実を図る。

上記考え方にに基づき、

- 施策・事業を「子どもの貧困対策に資する」という視点で見直し、これに関連するものを貧困対策事業と位置付ける。
- 総合的に推進するため、こども夢プランにある他の事業とも連携して子どもの貧困対策の推進を図る。

計画策定に向けて

令和5年度 大阪府と共同で子どもの生活に関する実態調査を実施

令和6年度 羽曳野市子どもの貧困対策計画を第3期はびきのこども夢プランと一体的に策定予定

その他国の動き等

令和5年4月 こども基本法施行

本法に基づき、国は「こども大綱」を策定予定

都道府県・市町村は国こども大綱に基づく、こども計画の策定が努力義務化

令和5年中 国「こども大綱」策定予定

（大阪府は（仮称）大阪府こども計画として策定予定）

次期はびきのこども夢プラン策定スケジュール

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期こども夢プラン期間									
			- 子どもの生活実態調査（R5.7月実施） - 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（R5.12月若しくはR6.1月頃に実施予定） - 子どもの生活実態調査及びニーズ調査報告取りまとめ（R6.3月予定）	次期プラン策定業務	第3期こども夢プラン期間予定				